

令和7年度香川県全県域生活排水処理構想策定業務委託仕様書

1 業務名 令和7年度香川県全県域生活排水処理構想策定委託業務

2 業務の目的 香川県において、県下17市町と連携を図りながら、生活排水処理施設の整備及び既存施設の運営管理の効率的・計画的な実施に向けた新たな香川県全県域生活排水処理構想を策定することを目的とする。

3 業務期間 令和7年6月2日から令和8年3月24日まで

4 納入場所 香川県環境管理課 土壌・水環境グループ

5 業務内容

(1) 香川県全県域生活排水処理施設整備計画図（以下「全県域整備計画図」という。）の作成

○受託者は、委託者が提供する県下17市町の生活排水処理施設整備計画図を取りまとめて、国土地理院発行の地図を基に、全県域整備計画図を作成する。

○全県域整備計画図は、全県域の地図（縮尺10万分の1のカラー地図）とし、取りまとめ年度（令和5年度、令和12年度、令和17年度、令和27年度）毎に作成する。作成に際しては、8の(3)に従い、処理区域及び整備手法、行政区域、都市計画区域等を記載すること。

○地図については、測量法第29条に基づく「複製承認」を受けたもので作成すること。なお、複製承認申請は、委託者で行うものとする。

(2) 第5次香川県全県域生活排水処理構想に係る普及啓発用冊子原稿の作成

受託者は、委託者が提供する県下17市町が作成する市町整備計画及び8に掲げる図書を参考に、第5次香川県全県域生活排水処理構想の普及啓発用冊子の原稿を次のとおり作成する。作成にあたっては、分かりやすく、見やすい表現とすることを基本とし、内容、イラスト、デザインおよびレイアウト等の詳細を県と随時協議する。また、同様の内容で第5次香川県全県域生活排水処理構想のパブリックコメント用の資料を作成する。

○内容

- ・構想の趣旨
- ・生活排水処理施設整備の現状と課題
- ・構想の基本方針
- ・目標年次と指標
- ・全県域整備計画図（令和5年度、令和12年度、令和17年度）
- ・構想の推進施策 等

○規格等

A4判、カラー、25ページ程度

(3) 打合せ協議

本業務の進行方針、進捗状況等の確認のため、必要に応じて委託者と打合せを行うこととし、

受託者は打合せごとに協議内容を記した議事録を作成し、その都度両者で確認を行い、提出するものとする。

6 成果品の納品

(1) 全県域整備計画図

PDF形式とし、電子データ（電子メール可）で令和8年3月19日までに提出すること。

(2) 第5次香川県全県域生活排水処理構想に係る普及啓発用冊子原稿

Word及びPDF形式とする。また、原稿作成に使用したイラスト及び図表等については、PDFへ変換せずオリジナルデータとし、冊子原稿と共に令和8年3月19日までに電子データ（電子メール可）で提出を行うこと。ただし、パブリックコメント用の資料は、令和8年1月9日までに電子データ（電子メール可）で納入すること。

(3) 打合せ議事録

電子データ（電子メール可）で、打合せごとに提出すること。

(4) 業務完了報告書

業務完了後、速やかに業務完了報告書を紙媒体（A4判）及び電子データ（CD-R等）にて各1部提出すること。

上記（1）から（4）のいずれも、最新のウイルス対策ソフトでウイルスチェックを行うこと。

7 著作権

(1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）から第28条（二次的著作物の利用に関する著作権の権利）までに規定するすべての権利）については、委託者に帰属するものとする。

(2) 納入される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合は、委託者が特に使用を指示した場合を除き、受託者の責任と負担において、当該既存著作物の使用許諾契約に係る一切の手続きを行うこと。また、本業務に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任と負担において一切を処理すること。

8 参考図書

業務は、委託者から提供される下記に掲げる図書を参考にして行うものとする。

(1) 持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月：国土交通省、農林水産省、環境省）

(2) 第5次香川県全県域生活排水処理構想策定要領（令和6年10月）

(3) 第5次香川県全県域生活排水処理構想市町整備計画作成マニュアル（令和6年10月）

(4) 香川県全県域生活排水処理施設整備計画図（平成28年3月）

(5) 第4次香川県全県域生活排水処理構想（平成28年3月）

(6) 香川県汚水処理事業広域化・共同化計画（令和5年3月）

なお、上記（1）から（6）以外に業務で必要な関係資料等は、適宜、委託者より提供する。

9 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

10 その他

- (1) 本業務にあたり委託者より提供された資料は、本業務以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、委託者から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに担当職員と協議すること。

担当： 香川県環境森林部環境管理課 土壌・水環境グループ

電話： 087-832-3218